

令和6年度 安城市市民活動補助金について

| 補助対象事業 | 上限額 | 補助割合 | 回数 | 審査方法 ／報告方法 |
|-------------------|----------|------|----|---|
| ① 市民提案型 スタート事業 | 50,000円 | 3/4 | 3回 | 書類審査 ／実績報告書 |
| ② 市民提案型事業 | 100,000円 | 3/4 | 2回 | 書類審査 公開プレゼン ／実績報告書 成果報告会 (発表) |
| ③ 行政協働型事業 | 150,000円 | 3/4 | 3回 | |
| ④ 協働提案型事業 | 225,000円 | 3/4 | 2回 | |

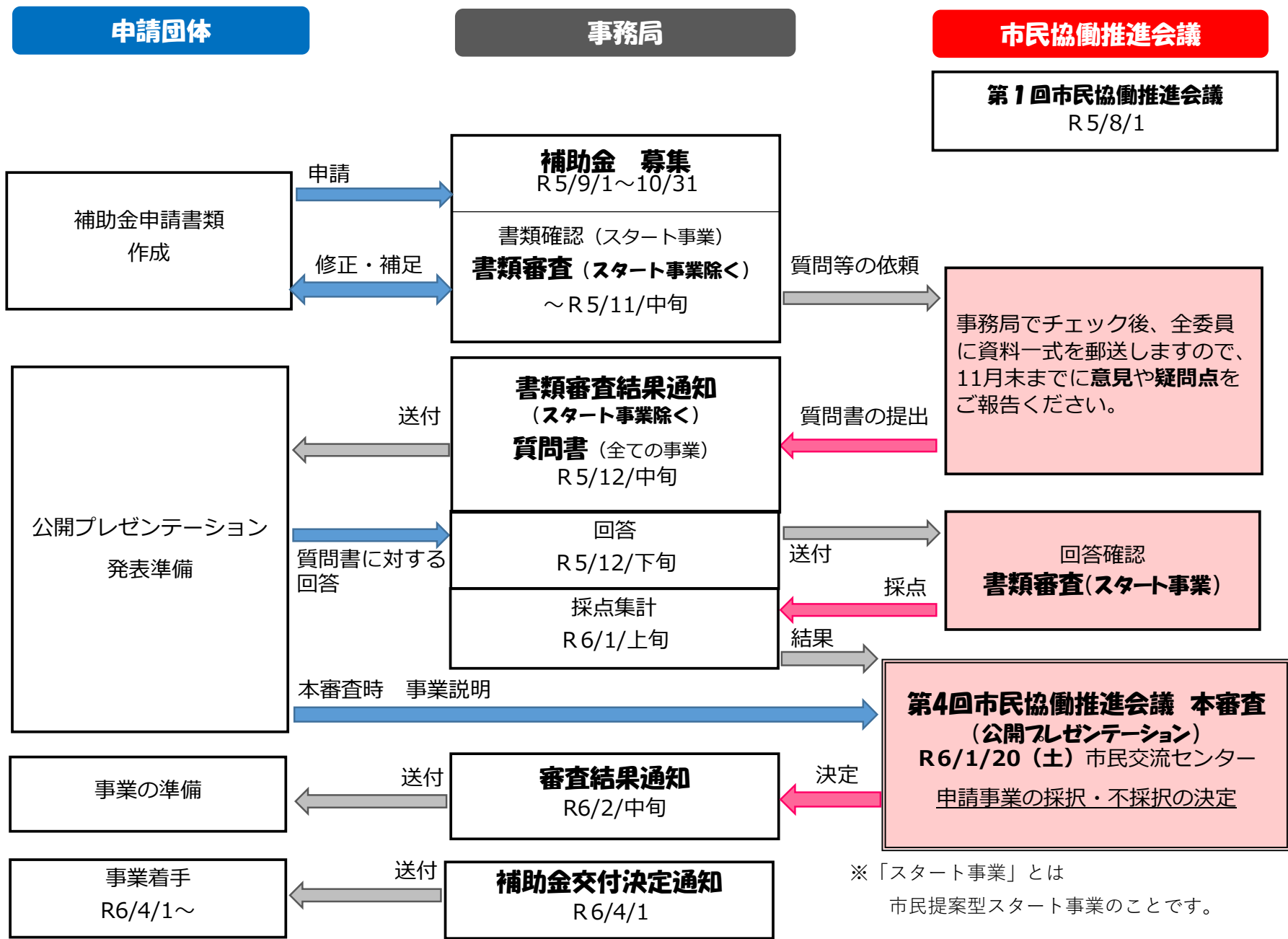
審査基準（各5点、総得点25点）

| 審査項目 | 審査基準 |
|-----------|--|
| ① 公共性・公益性 | まちづくりや地域へ貢献できるものであるか、対象者が極めて限定的でないか、など。 |
| ② 主体性・積極性 | 自主的に企画・運営・実施するものであるか、積極的に協働する姿勢があるか、など。 |
| ③ 実現性・計画性 | 事業計画・収支計画の具体性・妥当性があるか、事業遂行が実現可能なものであるか、など。 |
| ④ 独創性・発展性 | 創意工夫がみられるか、今後の活動につながる点がみられるか、など。 |
| ⑤ 啓発性・PR性 | 市民への発信力はあるか、実施に当たってのPR方法がみられるか、など。 |

採択基準

- ① 審査員の平均点により順位をつけ、予算の範囲内で上位の事業から選定します。
同点の場合は、審査員の協議により判断します。
- ② 審査員の平均点が15点未満の場合、予算の範囲内であっても不採択となります。

令和6年度市民活動補助金審査に係る流れ



※「スタート事業」とは
市民提案型スタート事業のことです。